

「三重県の後援等名義に関する事務取扱要領」に係るスポーツ推進局細則

(趣旨)

第1条 この「三重県の後援等名義に関する事務取扱要領」に係るスポーツ推進局細則（以下、「細則」という。）は、三重県の後援等名義に関する事務取扱要領（令和5年5月1日施行）（以下「県事務取扱要領」という。）に基づき、地域連携・交通部スポーツ推進局（以下、「スポーツ推進局」という。）が所掌する業務に関連した事業を行う団体等からの後援等名義申請に係る取扱について、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 県事務取扱要領に基づく申請について、スポーツ推進局においてはこの細則により、三重県の「後援」名義の使用承認のみを行うこととし、後援とは、三重県が他の団体等の行う事業に対し援助する意思を表示することをいう。

(対象者細則)

第3条 県事務取扱要領第2条第1項4号に定める「(1)～(3)までに掲げる者以外の者で特に適当と認められる活動を行っているもの」とは、次のいずれかに該当する者で特に適当と認められる活動を行っている者をいう。

- (1) 国又は地方公共団体に準ずる団体又はこれらの連合体
- (2) スポーツの普及又は振興を主たる目的とする団体
- (3) 県政運営上有益であると認められ、かつ、営利を目的としない事業（後援名義申請を行う事業）を行う場合の民間企業
- (4) その他県政運営上、スポーツ推進局長が適当と認める団体等

2 事業の主催者とは別に事業を主管する団体等（以下「主管団体等」という。）がある場合は、主管団体等が県事務取扱要領第2条または前項に該当し、かつ、主催者と密接な関係にあると認められる場合のみ、主管団体等が主催者に代わって後援名義申請等の手続きを行うことができるものとする。

(承認の手続き細則)

第4条 県事務取扱要領第4条第1項に定める申請に際し必要な書類は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 事業を主催する団体全ての定款、会則、規約等
- (2) 事業を主催する団体全ての役員名簿
- (3) 大会要綱、募集要項、プログラム、ポスター、チラシ、その他事業内容を示す書類
- (4) 収支予算書
- (5) その他スポーツ推進局長が必要と認める書類

2 前項第1号及び第2号に定める書類については、同一年度内にすでに後援名義承認を受けており、その際の記載内容から変更がない場合は省略できるものとする。

3 前条第2項の規定により、主管団体等が申請を行う場合は、第1項に定める書類に加え、主管団体等の定款、会則、規約等及び役員名簿を提出すること。なお、前項の規定に該当する場合は省略できるものとする。

(承認の期間)

第5条 後援名義使用の承認期間は、1年以内とする。

2 承認期間終了後、引き続き後援名義使用の承認を必要とする場合には、改めて県事務取扱要領第4条の規定に基づく手続きを行わなければならない。

(経費負担)

第6条 後援名義使用の承認をする場合、別に規定のある場合を除き、当該事業に係る経費を負担しないものとする。

(実施報告がない場合の措置)

第7条 県事務取扱要領第5条に基づく実施報告を行わない団体等は、当該事業の実施報告を行うまで、別の事業に係る後援名義使用の申請をすることができないものとする。

(賞状交付の手続き)

第8条 後援名義使用の承認とあわせて賞状交付の承認を受けようとする団体等は、三重県後援等名義使用承認申請書(様式第1号)の申請する事項のその他欄に「賞状」とその必要枚数を記入のうえ、次に掲げる書類を添付し申請を行うものとする。なお、賞状交付の承認のみの申請は認めない。

(1) 賞状の文案

(2) 授賞のリスト

(3) その他スポーツ推進局長が必要と認める書類

2 前項に規定する賞状の種別は、三重県知事賞とする。ただし、申請にあたっては、受賞者を必要最小限にとどめたうえで、1事業につき最大10枚までとする。

(賞杯への名義使用の手続き)

第9条 後援名義使用の承認とあわせて賞杯への名義使用の承認を受けようとする団体等は、三重県後援等名義使用承認申請書(様式第1号)の申請する事項のその他欄に「賞杯」と記入のうえ、次に掲げる書類を添付し申請を行うものとする。なお、賞杯への名義使用の承認のみの申請は認めない。

(1) 賞杯への表記案

(2) 授賞のリスト

(3) その他スポーツ推進局長が必要と認める書類

2 前項に規定する賞杯の種別は、三重県知事賞とする。ただし、申請にあたっては、1事業につき原則1点のみとする。

付 則

この細則は、令和5年5月1日から施行する。